

石碑——歴史ものがたりの背景

深津行徳

卵から生まれた新羅王 新羅王は卵から生まれた、^{*1}という。こうである(傍点、ルビ筆者)。

朝鮮の遺民が山谷の間に六つの村を作つて暮らしていた。(中略)これを辰韓、六部、という。あるとき、高墟村長の蘇伐公が楊山の麓にある蘿井のそばの林を眺めると、馬が跪いて嘶^{いなな}いていた。いつてみると馬はおらず、ただ大きな卵があるだけ。卵を割くと中から嬰兒が出てきたので、連れ帰つて育てた。十歳を過ぎると、幼いころからの聡明さのままに立派に成長した。六部の人たちは、彼の出生が神異であつたので敬い、ついに王に推戴した(『三国史記』^{*2}「新羅本紀」始祖赫居世居西干条)。

*1 支配の正統性を、卵や椰子のなど球形物体からの出生に求める神話。ポリネシアや新旧両大陸の古代文明地域に広く分布し、南方的要素が強いとされる。

*2 新羅・高句麗・百濟三国の紀伝体正史。全五〇巻。一一四五年、金富軾らが編纂。朝鮮半島現存最古の歴史書。

では辰韓六部の村長はといえば、天から降ってきた*³。そして新羅王は、六部を改称して姓を与え、それらの代表者とともに国家を運営したという。

突山高墟村の長は蘇伐都利といい、天から兄山に降りてきた。及梁部の李氏の祖である。(「三国遺事」*⁴「紀異」新羅始祖赫居世王条)

音汁伐国が悉直谷国と国境線のことで争い、新羅王のところに来て判決を求めた。王は難問であると考え、次のように言った。「金官国*⁵の首露王は長老で知識が豊富であるから、呼び出して彼に判断を求めさせよう」と。首露王は審議し、争いの地を音汁伐国の所属とした。そこで新羅王は、首露王をもてなすように、六部に命じた。(「三国史記」*¹「新羅本紀」婆娑王二三年条)

四世紀中ごろに勃興したとされる新羅は、加羅諸国、百濟、高句麗との攻防を制して朝鮮半島南部に君臨した。その建国神話は、真床追衾にくるまって降臨した、という日本神話とも類似して興味深い。だがすぐに、たとえばつぎのような疑問もわく。

「難問を解決するのは、なぜ金官国王なのだろうか」

*³ 突山高墟村。長ハ蘇伐都利ト曰ヒ、初メ兄山に降ル。是及梁部ノ李氏ノ祖タリ。(「三国遺事」*⁴「紀異」新羅始祖赫居世王条。降臨神話は、支配の正統性を天からの降臨にもとめる神話で、北方的要素が強いとされる。

*⁴ 朝鮮の遺文逸事を収録。一三世紀後半、一然の編纂。

*⁵ 金官国は、『日本書紀』に任那と総称される加羅諸国のうち南部の中心的存在であったが、五三二年に新羅にくだった。

天から降臨し、卵から生まれた男を新羅王に推戴した六部の代表者たちは、ただ、金官国王をもてなすことを命じられるだけなのだ。いったい新羅王と六部の代表者たちは、どのような関係にあったというのだろうか。神話にその説明を求めるのは無理だとしても、朝鮮半島に伝わる文献史料のどれも、この疑問に答えてはくれない。

日本に去った月と太陽 大韓民国慶尚北道浦項市。文献史料が語らない新羅王と六部の代表者たちとの関係を探る旅を、この場所から始めよう。浦項市は迎日湾に面し、こんな説話の伝わる町である。

東海の浜辺に、延鳥郎、細鳥女という夫婦がいた。ある日、延鳥が海で藻を採っていると、大きな岩（あるいは魚だともいう）があらわれ、延鳥を背負って日本へ行ってしまった。日本の人たちは、延鳥をただの人ではないと思ひ、彼を王にした。細鳥は帰らない夫を心配し、探し歩いているうちに夫の

| 姓 | 部名 | 村長 降誕地 | 村長 | 村名 |
|----|--------------|-----------|----------------|-------------------------|
| 李氏 | 及梁部 | 瓢岳峯 | 謁平 | 関川 楊山村 |
| 鄭氏 | (沙涿部) 沙梁部 | 兄山 | 蘇伐都利 | 突山 高墟村 |
| 孫氏 | (漸涿部) 牟梁部 | (伊皆比山) | (俱礼馬) (仇礼馬) | 茂山 大樹村 |
| 崔氏 | 本彼部 | 花山 | 智伯虎 | 嶺山 珍支村 (賓之・賓子・水之) |
| 裴氏 | (漢歧部) 韓歧部 | 明活山 | (祗沱) (只他) | 金山 加利村 |
| 薛氏 | 習比部 | 金剛山 | 虎珍 | 明活山 高耶村 |

表1 新羅六部と姓

草履を見つけた。そして岩に登ると、岩は彼女も日本に連れて行ってしまった。日本の人たちは驚いて王に報告し、王は彼女を王妃とした。ところがこのとき、新羅では太陽も月も光を失ってしまった。占い師が新羅王に奏上することには、日月の精が日本に行ってしまったからだという。そこで新羅王は延鳥と細鳥に帰国を促した。しかし延鳥はそれを断り、天を祭る道具を与え儀式を教えた。こうして新羅に日月の光が戻ったのである。新羅では天を祭る道具を貴妃庫と名づけた倉に納めて国宝とした。天を祭った場所を迎日県とよぶ*。



図1 「倭人」進行ルートと冷水碑出土地

*6 高麗時代に設置された迎日県という地名の

かつて新羅の王都であった慶州行きのバスターミナルは、その貴妃庫があったという場所から遠くない距離にある。

「倭人」侵攻ルート 国道七号線を南西に向かうバスの両側に、山が迫ってきた。北が弟山、南は標高二六五mの兄山でその中腹には周囲約七五〇mの土塁址、北兄山城がある。迎日湾から進入する敵を見張ったのであろう。じっさい、いま慶州に向かうこの道は、古代に慶州を襲った倭人の進入路なのだ。やがて兄山江をわたると、道は川に沿って南へ向かう。交通量の多い四車線道路を二〇分ほど走っただけで、新羅の都はあつけなく陥落した。

ターミナルでバスを乗り換える。発車まではまだ時間があるようで、ガムやカミソリ、包丁などの物売りから靴磨きまで、車内にやってくる。それではとオジンオオジンオを買ってかぶりついてみたが、まるで歯が立たない。もてあましつとふと窓の外に目をやると、アジユマおぼちゃんがカセット式コンロを取り出している。なるほどそりやそうだと腰を浮かす間もなく、キサニム運転手が乗り込んできた。

バスは兄山江を渡り、北に向かつて山間を走る。目的地は最古の新羅碑である冷水碑の出土地なのだが、バスが通う道は地図にはない。演歌が大音量で流れるなか、コ

由来を、日蝕・月蝕の起源神話とからめて説いている。この説話は三国遺事以降のさまざまな書物に記されている。

*7 この倭人については、その本拠地を日本列島とする説と、朝鮮半島南部とする説がある。わたしは前者だと考えている。

拙稿「三国史記」記載「倭」関係記事について（『季刊邪馬台国』26 梓出版、一九八五年）参照。

*8 漢字で書くことと技師任。運転手という言い方は差別的なので技師様とよぼう、という運動があつたらしい。

ンパスと時計で測った現在位置は、あらかじめ印した地点を過ぎようとしている。視界が開けた。畑の脇に人が集まっている。

「ネリブシダ^{降ります}」

どうやら一仕事を終えて酒盛りをしているらしい。コップをわたされて、耕運機のハンドルにかけたビニール袋から白い液体を注がれる。マツコル^{どぶろく}リだ。ご馳走になる。カバンからさきほどのオジン^オオをさしだす。

人が自分だけのテリトリーと認識する空間をパーソナルスペースといい、相手との親近感を測る指標ともなるという。韓国の人はみな、このスペースが狭いに違いない。油断すると目の前に相手の顔がある。冷水碑発見現場の写真やわたしの地図を代わる代わる覗き込むが、埒が明かない。やがて一人が現場の畑の所有者の名前を見つけて声を上げた。知り合いらしい。うながされて、エンジンの音がやけに高い耕運機に乗り込み、二〇分。ここだ、と指差し確認されて耕運機を降りると、彼はさっそく反転する。「チャンカン^{ちよっと待つて}」と叫んでみたが、音にかき消されてしまった。いまきた道も地図にはなく、あたりに人影もない。しかたあるまい、なんとかなるだろう、耕運機で来た道なのだし。

*リ 米または小麦、たまたにサツマイモを原料とし、酵母菌によるアルコール発酵に乳酸菌発酵を伴う酒。アルコール分は、約六〜八パーセント。ほのかな甘みと酸味を特徴とする。口当たりがよいので飲みすぎに注意。

迎日冷水碑 冷水碑は一九八九年、慶尚北道迎日郡神光面冷水二里の耕作地から発見された。高さ六〇センチ、幅七〇センチ、厚さ三〇センチほど、不定形な自然石の前・後・上面に計二三一字が陰刻されている。冷水碑の文字を刻んだ人物は、各面の下辺に対して垂直方向に身を置き、自然石の表面を処理することなく、またあらかじめ文字の配置も計画せずに文字を刻み進めたと思われる。すなわち、前面の第一行目は碑石右辺の傾斜に沿って刻まれ、二行目以降はその傾斜と左肩下がりの上辺に沿って刻もうとしたようであるが、行の文字を追うごとに下辺に対して垂直に刻まれるようになる。後面は、右に空間的な余裕を持って第一行を下辺に向かいまっすぐ垂直に刻みはじめるが、その最終文字は下方の石面の毀損を避けて中心線を左にそれる。上面も、左肩下がりの上辺に対して垂直に刻み始めるがやがて向きを変え、最終的には下辺に垂直となる。そのため、前面と上面の文字は、右に傾いた平行四辺形に結構するものが多い。文字の位置や大きさは、目分量の行線と右隣の文字のそれが意識されてはいるが、石面の毀損にも影響されて、ばらつきがある。

さて、碑文中に散見する「教」は王の命令を意味する語であるから、「教」く「教耳」を対句と理解してつぎの四つの命令を摘出しよう。なお本書では、・は欠格、□は判読不能文字をあらわしている。

教ス。珍而麻村ノ節居利ヲ用テ證ルト爲シ其ヲシテ財ヲ得サシメヨ、ト教スノミ。
教ス。前世ノ二王ノ教ヲ用テ證ルト爲シ財物ヲ取ルハ盡ク節居利ヲシテ之ヲ得サシメヨ、ト教スノミ。

別教ス。節居利、若シ先ニ死シシタル後ハ、其ノ弟兒斯奴ヲシテ此ノ財ヲ得サシメヨ、ト教スノミ。

別教ス。末鄒(斯)(斯)申支、此ノ二人、後ニ更ニ此財ヲ遵ジルコト莫カレ、若シ更ニ遵ジラバ其レ重ク罪ス、ト教スノミ。

節居利と末鄒(斯)・(斯)申支との財物帰属に関する争いについて節居利に軍配を上げ、さらに彼の死後の相続者を弟兒斯奴とし、末鄒(斯)・(斯)申支による重訴を禁止する。すなわち冷水碑は、裁判の結果を告知するために建立されたのである。そこでこの四つの命令を核に、碑文全体を六段に分けよう。

①二王名および命令の内容(前面一・二行目)

②年月日および授教者歴名(前面三行目第1字〜七行目第8字)

③命令の内容(前面七行目第1字〜後面一行目)

*10 「末鄒斯申支」五文字に二人の名前が記されているはずだが、末鄒と斯申支なのか、末鄒と申支なのか、決め手はない。

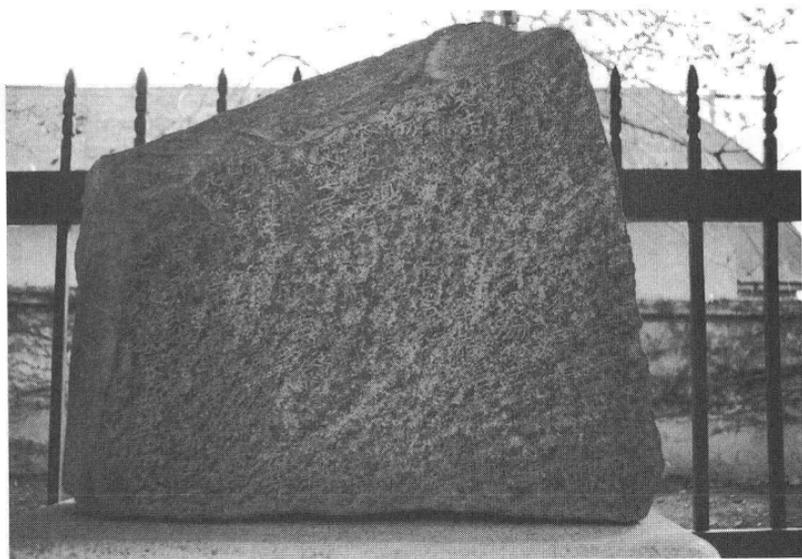


写真1 迎日冷水碑前面

(前面)

- 一 一 斯羅喙斯夫智王乃智王此二王教用珍而
- 二 麻村節居利爲證尔令其得財教耳
- 三 癸未年九月廿五日沙喙至都盧葛文
- 四 王口德智阿干支子宿智居伐干支
- 五 喙尔夫智壹干支只心智居伐干支
- 六 本波頭腹智干支斯彼暮斯智干
- 七 支此七王等共論教用前世二王教
- 八 爲證尔取財物盡令節居利
- 九 得之教耳別教節居利若先
- 一〇 死後令其第兒斯奴得此財
- 一一 教耳別教末鄒斯申支
- 一二 此二人後莫更嚮此財



写真2 迎日冷水碑 後面

(後面)

- 一 若更尊者教其重罪耳
- 二 典事人沙喙壹夫
- 三 智奈麻到盧弗須仇
- 四 □喙耽須道使心訾公
- 五 喙沙夫那斯利沙喙
- 六 蘇那支此七人□所白了
- 七 · 事殺牛拔誥故記



写真3 迎日冷水碑 上面

(上面)

- 一 村主奥支干
- 二 支須支壹
- 三 今智此二人世中
- 四 了事
- 五 故記

ものだったはずだ。

執行部に六部の名が揃わない。六部は、ともに新羅王を推戴したのではなかったのか。

これらを、いったいどのように理解したらよいのだろうか。いまは判断を保留するしかない。

東海へ 友人A氏といっしょに、彼の愛車レッドベビー号で浦項市から北へ向っている。目的地は慶尚北道蔚珍郡竹辺面、新羅で二番目に古い石碑鳳坪碑のある場所である。夏の日差しがまぶしいが、陽が傾くころには着くはずだ。

興海市をすぎると、国道七号線は片側四車線の直線道路^{*13}となった。西には太白山脈がせまり、東は高い金網のフェンス越しに海がきらめく。誘われて、フェンスの切れ目から、海岸に出て休憩である。

風が強く、波も穏やかではない。東海は日本名、日本海。群青色の海は、冷たげだ。海に向かって並んでいるのは「海の家」ではなく、生簀^{いけす}をかまえた料理屋である。中には、いかとひらめ。人波をかきわけて散策するが、生簀の中はどこも同じだ。さす

表4 『冷水碑』儀礼執行者および関連者歴名

| 役名 | 部名 | 職名 | 人名 | 官位(称号) |
|-----|----|------|--------|--------|
| 典事人 | 沙喙 | | 壹夫智 | ①奈麻 |
| | 喙喙 | | 至廬弗 | |
| | | 耽須道使 | 須仇公 | |
| | | | 沙心訾 | |
| | | | 蘇(那)斯利 | |
| | | | 支那支 | |
| | | | 須支壹今支 | |
| | | | 支 | |
| | | | 干支 | |

*11 漢字で表された音が同じであること。みずから文字を創出することのなかった古代朝鮮の人々は、漢字の音・訓を借りて自分たちの言葉を表現した。事情は古代の日本においても同じである。

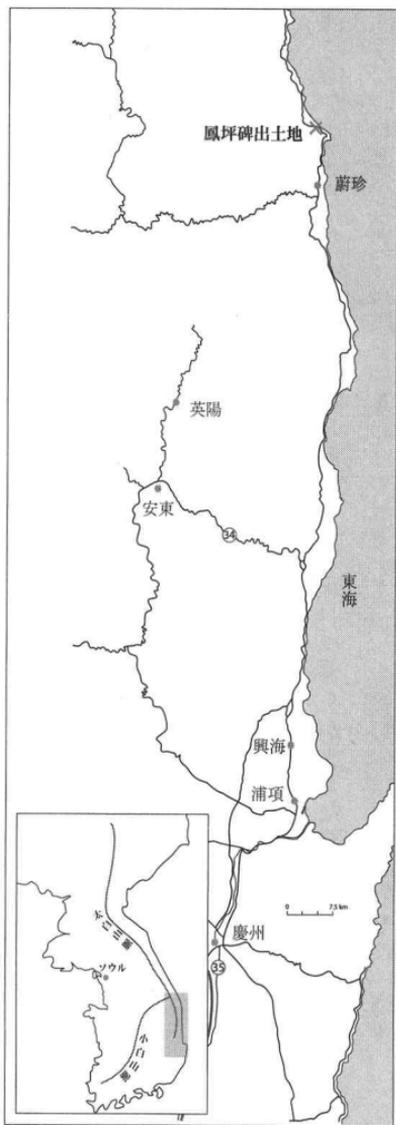


図2 鳳坪碑出土地

がに昼間からそれは贅沢だろう。先を急いで、今日はゆつくり夕食をとることにしよう。国道七号線をまっすぐに北へあがる。蔚珍の町をぬけて道は東へカーブし、また海沿いを走る。そろそろ目的地に着くはずだ。右手に見えるシュツポ^店で道を聞こう。

わたしの下手な韓国語を聞いて、そうと気づいたのであろう、主人は数枚の名刺を取り出してきた。つい最近来た日本人のものだという。見覚えのある名前に苦笑する。かれらも主人に道を聞いたのだ。鳳坪碑は、道をわたったすぐ斜め向かいにあった。

その日の夕食に選んだのは、ひらめである。若草色の練りワサビと醤油もあるが、

*12 三国遺事「興法」第三順道肇麗条に、「新羅人は追封した王を募文王という」とある。

*13 有事には滑走路になるといふ。

唐辛子味噌
コチユジャンをつけエゴマの葉やレタスに包んで食べるのが作法だ。そうでなければ
ソジユ焼酎とあわない。テーブルにあふれるほどのおかずと、さいごに骨をあらと一緒に
鍋*14にしてもらって、もう満腹である。

腹ごなしに海岸に出ようと歩き出したが、フェンスは閉まり、銃を担いだ兵士が二人、こちらを見ている。友人A氏が近寄っていった。「闇にまぎれてスパイが上陸するのを防ぐため、夜は、フェンスを閉めて海岸の砂地もきれいに整えるのだ。そうすれば翌朝、進入の痕跡を見つかることもできる」。

潮風が運んでくる波の音に送られて、宿へと帰る。

蔚珍鳳坪碑 鳳坪碑は、高さ二〇四センチ、幅三二〜五四、五センチ、厚さ五七〜七〇センチ、不整形直方体状である。一九八八年、慶尚北道蔚珍郡竹辺面鳳坪里の耕作地に埋まっていた石を、畑の所有者が庭石にしようとして引き上げ、一面のみに一〇行三九八字が刻まれているのを発見した。鳳坪碑の刻字者は、刻字するにあたって石を大雑把に成型し、石面の亀裂を避けて文字を刻んでいる。二、三、四行目と途中で改行する五行目は、亀裂のために未刻の部分ふくめて、四三字分が配置されている。しかし、六行目以降の下部はやや右に傾斜して、字の大きさ、行ごとの字数もそろわない。刻字に当

*14 この鍋をメウンタンという。直訳すれば、辛い汁、刺身のあとの定番である。



写真4 鳳坪碑

- 一 甲辰年正月十五日喙部牟即智寐・錦王沙喙部從夫智葛文王本波部□夫智
- 二 干支岑喙部美昕智干支沙喙部而・粘智太阿干支吉先智阿干支一毒夫智一吉干支喙勿力智一吉干支
- 三 慎・宥智居伐干支一夫智太奈麻一・尔智太奈麻牟心智奈麻沙喙部十斯智奈麻悉尔智奈麻等所教事
- 四 別教令居伐牟羅男弥只本是奴人雖・是奴人前時王大教法道俠隘尔所界城失火遠城村大軍起若有
- 五 者一行為之人備土□王大奴村貪共值一二其餘事種種奴人法
- 六 新羅六部殺斑牛□□事大人喙部内沙智奈麻沙喙部一登智奈麻男次邪足智喙部比須婁邪足智居伐牟羅道
- 七 使卒波小舍帝智悉支道使烏婁次小舍帝智居伐牟羅尼牟利一伐弥宜智波且部只斯利□今智阿大兮村使人
- 八 奈尔利杖六十葛尸条村使人奈尔利居□尺男弥只村使人異□杖百於即斤利杖百悉支軍主喙部尔夫智奈
- 九 麻節書人牟珍斯利公吉之智沙喙部善文吉之智新人喙部述刀小烏帝智沙喙部牟利智小烏帝智
- 一〇 立石碑人喙部博士于時教之若此者誓罪於天・・居伐牟羅異知巴下干支辛日智一尺世中子三百九十八

たつて周到な文字配置が計画されていなかったことを示すであろう。また最終行の「居
伐牟羅異知巴下干支辛日智一尺世中字三九八」が、他字に比べとくに大きく刻まれて
いるのは、この碑文の性格にかかわり重要である。「字三九八」は、漢簡に例がある
ように、記された総文字数を示して偽刻を防ぐためと考えられる。不自然な文字間隔
と文字のサイズも、碑面に余裕を残すことによつて起こりうる追記を防ぐためであろう。

さて、前例にならつて「教」字を探せば、三行目最下部に「所教事」とあり、四行
目が「別教」で始まる。そして五行目は、余裕を残して改行している。四、五行目に
王の命令が刻まれていると推定できよう。

四 別教令居伐牟羅男弥只本是奴人雖・是奴人前時王大教法道俠隘尔所界城失火遠
城村大軍起若有

五 者一行為之人備土口王大奴村貪共值一二其餘事種種奴人法

「別教令ス。居伐牟羅、男弥只ハ本ト是レ奴人ナリ」とはじめ、躊躇しつゝ「是ノ奴
人ト雖モ、前時、王、大ニ教ス。法道、俠隘ニシテ」と続けても、その先が読めない。「奴
人」は高句麗所屬民を指すので、この命令が旧高句麗所屬民に向けたものらしいと推

定できるだけである。碑文から起こした文字が間違っている可能性もあるが、碑文の釈読が難しいのは、この部分がいわゆる漢文で書かれていないからである。古代の日本人が漢字を学び、その音や訓を借りて古代日本語を書いたように、新羅の人々もそうして彼らの言語を表現したのである。これを吏読^{*15}という。いや正確に言えば、そうした漢字の利用方法は、朝鮮半島に住んでいた人びとが工夫し、それを古代日本人が学んだのだが、それはともかく、王の命令のおよそを知りたい。手がかりを探すために、碑文の全体を見てみよう。

- ①年月日および授教者歴名（一〜三行目）
- ②王の命令（「別教」）の内容（四、五行目）
- ③儀礼及び儀礼列席者歴名（六行目〜九行目第1字）
- ④立碑関係者歴名（九行目第二字〜一〇行目第九字）
- ⑤宣誓の語及び宣誓者歴名（一一〇行目第一〇字〜三八字）
- ⑥碑文の総字数

| 沙喙部 | 喙(部) | 沙喙部 | 岑喙部 | 本波部 | 沙喙部 | 喙部 | 部名 |
|-----|------|-----|------|------|--------|-------|-------|
| 悉尔智 | 十斯智 | 牟心智 | 一尔智 | 慎宋智 | 勿力智 | 一毒夫智 | 吉先智 |
| 而粘智 | 美昕智 | □夫智 | 从夫智 | 牟即智 | 官位(称号) | | |
| ⑪奈麻 | ⑪奈麻 | ⑪奈麻 | ⑩太奈麻 | ⑩太奈麻 | ⑨居伐干支 | ⑦一吉干支 | ⑦一吉干支 |
| | | | | | ⑥阿干支 | ⑤太阿干支 | 干支 |
| | | | | | | 干支 | 葛文王 |
| | | | | | | | 寐锦王 |

表5 鳳坪碑授教者歴名

*15 吏吐、吏道とも表記される。広い意味では郷札も含めて吏読と呼ぶこともある。中国語では活用しない動詞や形容詞の活用語尾や、固有名詞を表現するために使われた。

授教者歴名(表5)をみれば、筆頭は喙部牟即智

寐錦王とある。喙部牟即智寐錦王は牟即智の名から新羅第二三代法興王に比定される。したがって碑文冒頭の甲辰年は五二四年、このころ新羅は北進策を盛んに進めていた。蔚珍付近は幹道、補給路の要であった可能性がある。あらためて王の命令を見直せば、「法道」「大軍起」などの語を拾うことができる。また儀礼列席者歴名部分(表6)に「杖六十」(八行目第4〜6字)、「杖百」(八行目第27・28字、33・34字)とあるのが注意される。これは、いうまでもなく「答・杖・徒・流・死」の五刑のうち杖刑である。新羅ではこのとき中国律類似の法が運用され、王の命令は処罰と関連したものであったと予想される。しかし王の命令部分には人名が見当たらないので、ここに処罰の具体的な内容が書かれていたわけではなからう。

| 役名 | 職名 | 部名 | 人名 | 官位 | その他 |
|----------------------------|----------------|----|---------------------------------|--------------------------------------|-----|
| 大 人 | 居伐牟羅道使 悉支道使 | 喙部 | 内沙智 男登智 比須智 阜波次 | ①奈麻 ②邪智 ③邪足智 ④小舍帝智 ⑤小舍帝智 | 杖六十 |
| 阿大兮村使人 葛戸条村使人 男弥只村使人 | 居伐牟羅 | 喙部 | 尼牟智 珠宜智 只斯利智 | 8波 10旦 | 杖百 |
| 悉支軍主 | 喙部 | 喙部 | 尔夫智 尔利智 奈尔利 居尺利 异斥利 | ①奈麻 ②邪智 ③邪智 ④小吉之智 ⑤小吉之智 | |
| 新 人 | 喙部 | 喙部 | 尔夫智 尔利智 善文公 述刀智 牟利智 | ①奈麻 ②邪智 ③邪智 ④小吉之智 ⑤小吉之智 | |
| 立石碑人 | 居伐牟羅 | 喙部 | 辛智 日知智 巴智 | ①奈麻 ②邪智 ③邪智 ④小吉之智 ⑤小吉之智 | |

表6 鳳坪碑儀礼執行者および関連者・立碑関係者・その他歴名

そこで先の冷水碑の例を思い出そう。裁判結果を告知するために建立された冷水碑には、いわば主文を記した「教」のほか「別教」が刻まれていた。いま鳳坪碑を精査しても「教」にあたる部分が見つからない。そこで以下のように推測する。蔚珍付近は新羅北進策の要であり、以前から「法道」整備が命じられていた。しかしながらかの過失があり処罰が「教」された。そしてあらためて「奴人」であつても以前に下された王の命令に従うべきこと、違反者は「奴人法」によつて処罰することが「別教」された。その「別教」のみが石に刻まれたのである。奴人たちは「若シ此ノゴトキハ罪セラルルヲ天ニ誓フ」（一〇行目第14〜20字）と宣誓している。鳳坪碑は、すなわち奴人たちの宣誓碑であつたのである。

新羅執政機関 さきにみたように、鳳坪碑授教者歴名（表5）の筆頭は喙部牟即智寐

錦王、ついで沙喙部従夫智葛文王の名があつた。冷水碑と同じように、王は喙部を、葛文王は沙喙部を名乗っている。葛文王号は文献史料に説明されるような追号ではなく、王に匹敵する位だつたと考えられる。沙喙部従夫智葛文王は法興王の弟である立宗葛文王に比定される。さらに本波部□夫智干支、岑喙部美昕智干支と、六部のうち四つがみえるが、全部はそろわない。以下、部名十名十官位をセットとした人名が、

官位の高いものから順にならぶ。部名を名乗らないものがあるが、これは連続する直前の人物と同一であったので省略したのである。限られたスペースに文字を刻むのであるから、省略は合理的である。五二四年の新羅執政機関は、新羅王を含む喙部六名、葛文王を含む沙喙部六名、そして本波・岑喙両部の代表者各一名で構成されていた。

また鳳坪碑六行目には、「新羅六部殺斑牛□□□事」の一文がある。冷水碑にもあった牛を生贄とする儀式が、新羅六部の名で執行されたのであろう。しかしその後にく歴名には、役・職別に官位に従って喙部または沙喙部人がならび、(役・職名) + (村名) + 十名 + (官位) で表現される地方人がみえるだけで、喙・沙喙部以外の六部人は登場しない。立碑関係者歴名、宣誓者歴名を加えても、事情は同じである。

このように、冷水碑、鳳坪碑に刻まれた人物は、圧倒的に喙部、沙喙部に偏っている。「超越した新羅王の下に六部代表者が対等な資格で参加する」という新羅建国神話が語るような政治運営方式の面影は、両碑にはない。むしろ、新羅王は喙部を、葛文王は沙喙部を基盤とするいわば二重王権が構築されていたと評価できるのである。

この二重王権体制がなにに由来しいつまで遡るのか、また六部の内容はどのように編成されていたのか、これらを探るための史料は未だ不足している。

川前里書石へ いにしえの新羅の王都、慶尚北道慶州市。その王宮跡である月城^{*16}の南にひろがる小高い岩山が南山、松に覆われたその西麓を、いま、国道三五号線が南北に走る。南に行けば、ほどなく道境をこえて慶尚南道蔚州郡となり、道はやがて京釜高速道路に平行してのびる。シントンという小さな集落の手前で国道を離れ、水田のなか農道をしばらく西へ進めば、川にあたる。大谷川である。川は南に流れてゆるやかに西にうねりそしてまた東に向きを変えようとするところ、川面からすこしはなれて大きな板石は、ある。ここは慶尚南道蔚州郡斗東面川前里、川前里書石^{*17}とよぶことにしよう。板石の幅は約九・五m、高さ約二・六m。やや前傾する。一二月になって、ところどころの紅葉が川面に映えている。

女性の落書き 川前里書石に刻まれた銘文のなかから、まず、次の二つを紹介しよう。

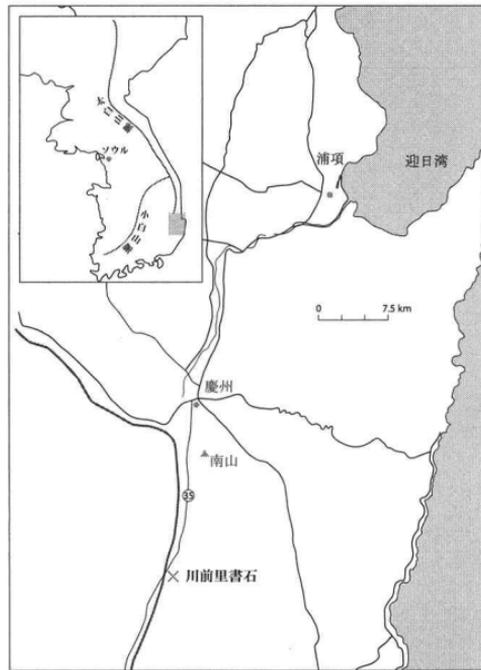


図3 川前里書石所在地

*16 平面図をみると、確かに三日月状である。半月城ともいう。

*17 土地のひとつたちはここをバングデ（盤亀台と呼ぶ）。



写真5 川前里書石

- 一 乙丑年九月中沙喙部干西□ □ 一 癸亥年二月六日
- 二 夫智波珍干支妻夫人阿刀郎女 □ □ 二 沙喙□夫智小舎
- 三 谷見来時前立人□□凡 □ □ 三 婦非徳刀遊行時書
- 四 □□□□□□□□我悉五麻
- 五 □ □

「乙丑の年（五四五年）の九月に、沙喙部干西□夫智波珍干支の妻である夫人阿刀郎女がこの谷を見に来た時……」

「癸亥の年（五四三年）の二月六日、沙喙□夫智小舎の婦である非徳刀が遊行した時に書いた」

銘文はそれぞれ、阿刀郎女、非徳刀という女性がこの地に遊んだことを刻んだ、いわば落書きである。

近くではハルモニ^{おぼちゃん}たちが宴^{こつちへ}たけなわ、「イリ、オセヨ^{いらっしやい}」とさそわれてソジユ^{焼酎}をご馳走になる。聞けば、農作業を共同で行う女性だけのグループ^{*18}で、今日は毎月の積立金でバスを仕立て、やってきたのだという。川前里書石は月城跡から二十^{*}ほど、日帰

*18 田植えや屋根替えなど、一時に多くの労働力を要する仕事をする際に互いに人手を貸し合う組織は、日本では結とよばれた。



写真6 川前里書石過去乙巳年銘文 四辺を線で囲んでいるのが確認できる。

りあるいは一泊の小旅行に適当な距離ではある。かつて阿刀郎女や非徳刀も、ここへ紅葉狩りに来たのであろうか。

王妃遊覧 川前里書石上半部には、石器時代にも遡ると思われる彫りの深い文様、図像が描かれる。下半部には大きく侵食された部分があり、また浅く線刻された図像が多い。刻字スペース確保が難しいなかで、書石の中央下寄りに長文の銘文が二つ並んでいる。

「乙巳年」ではじまる銘文の左上には、馬の線刻図が上部だけのがのこっている。また「過去乙巳年」

ではじまる銘文は、乙巳年銘文の左側に接して刻まれるが、左下に武人の下半身がみえる。乙巳年銘文刻字者は、書石の中央右下に若干のスペースをみつけ、左側にあった武人像をさけて、やむを得ず馬の画の下半にかかって刻字スペースを線で画し、さらに壁面を研磨して刻字したのである（写真6）。碑文をみると、一行目の第1字および二行目の第2字はほぼ真下に向かつて刻まれているにもかかわらず、二行目第3・4字は著しく左に寄り、三行目以降はそれにつられて左に傾斜して文字が刻まれる。現在、一行目の第3字にあたる部分から二行目の第4字にかかって剥落があるが、この剥落は刻字当初から書石を侵しており、二行目第3字を刻すべき余裕がなかったため、左に寄って刻さざるを得なかったのであろう。そしてそれは一五〇〇余年にわたる年月のうちに剥落を続け、ついに乙巳年銘文の最下部をも侵してしまった。こうして乙巳年銘文一、二、四、六、八、一〇行目の下部に刻まれた文字は、永遠に失われてしまった。^{*19}

つぎに、過去乙巳年銘文の刻字者は、乙巳年銘文に接して、四辺を線で囲んでスペースを確保した（写真6）。両銘を関連付けようとしたからであろう。しかし、その内に乙巳年銘文刻字者が避けた武人像の上半部がかかる。この線刻画を消すために研磨しているが、さぞ難事であったことだろう。そのせいではあるまいが、一〇、一一行目

*19 失われた部分は、文の前後関係から見ても、わずかに一字ずつであったと考えられることは幸いであった。

は急に字数が多くなり、全体のバランスを失っている。文字を彫り進むうちに余白がなくなり、あわてて軌道修正したのだろう。

さて、以下に両銘文を釈読する。

乙巳（五二五）年、沙喙部葛文王、覓メテ遊来シ、始メテ谷ヲ見ルヲ得タリ。古谷ナレド名ナシ。谷ノ善キ石ニ書ヲ造ルヲ得。以下、爲ニ書石谷ト名ヅク。字モテ□ヲ作り併テ遊ビシ友、妹ハ、聖徳、光妙、於史鄒女郎王ナリ。殺シテ食ス。作内人ハ、尔利夫智奈麻、悉得斯智大舍帝智。作食人ハ、昧□智壹吉干支ノ妻ノ居知尸奚夫人、真実智沙干支ノ妻ノ阿兮牟弘夫人。作書人ハ弟々尔智大舍帝智ナリ。

過ギ去リシ乙巳年六月十八日昧、沙喙部従夫知葛文王ノ妹ノ於史鄒女郎王、□遊来シテ以後、□□八□年過ギ去リタリ。妹王□妹王ハ過人トナリタリ。丁巳年、王モ過ギ去リタリ。其ノ王妃ノ只没尸兮妃、愛シト思フニ自リテ、己未（五三九）年七月三日、其王、妹ト共ニ見シ書石川ヲ見ントシ、谷ニ来タレリ。此時、共ニ来タリテ見シハ、另即知大王ノ妃ノ夫乞支妃、従夫知王ノ子郎ノ深□夫知、共ニ来タリ。此時、鹹ス。作内臣ハ、喙部知礼夫知沙干支、泊六知居伐干支。□臣ハ、丁乙尔知

奈麻。作食人ハ、真安知液玠干支ノ婦ノ阿六牟呼夫人、□夫知居伐干支ノ婦ノ一利
等次夫人、居□知沙干支ノ婦ノ沙□□夫人ナリ。共ニ之ヲ作レリ。

長い年月を経て判読しがたい文字も多いが、およそつぎのように解釈できよう。す
なわち、五二五年、沙喙部従夫智葛文王が妹の於史鄒、友の聖徳と光明を率いてこの
溪谷を訪れ、書石谷と命名した。それから一四年後の五三九年七月三日、従夫智の妃
の只没尸兮が、亡くなった夫と彼の妹である於史鄒を偲んでこの地を訪れ、同行した
另即知大王の妃の夫乞支妃、従夫知王の子郎の深□夫知の名とともに記録した、と。
過去乙巳年銘文は、己未年に刻まれたものであった。そして、はたして両銘は、密接
に関連していた。いま両者の關係を明示するために、乙巳年銘文を「乙巳年原銘文」、
過去乙巳年銘文は「己未年追銘文」とよぶことにしよう。

さて、沙喙部従夫智葛文王と另即知大王の名は、先にみた鳳坪碑にも刻まれていた。
思い出そう、従夫智葛文王は立宗葛文王、另即知大王（≡牟即智）は新羅第二三代法
興王であった。従夫智の妹という於史鄒の名は史書に逸したが、夫乞支は保刀、深□
夫知は新羅第二四代真興王、そして只没尸兮は只召に比定される。

真興王 諱は彡(深) 麥宗、父は立宗葛文王、母は法興王の娘の只召夫人という(『三
国史記』「新羅本紀」真興王即位紀)

五二五年は鳳坪碑建立の翌年にあたる。そして五三九年は法興王の最末年、『三
国史記』によれば五四一年に真興王、すなわち従夫知王の子郎の深□夫知が即位したが、
幼少のかれを摂政したのが只召夫人、すなわち五三九年の書石谷遊覽を主導した従夫
智の妃、只没尸兮なのである。このたびの王妃遊覽は、ただの紅葉狩りではなさそうだ。

部名冠称の意味 しかし、いま話題にしたいのは川前里書石諸銘文における人名表記
法である。川前里書石には多くの女性名が刻まれるが、それは「男性名+その男性と
の関係を表す語+女性名」で表現されていた。たとえば、「沙喙部 従夫知 葛文王 妹
於史鄒女郎王」のように。ところが注意しなければならないのは、この場合の沙喙部
は、従夫智葛文王の部名をあらわすことである。すなわち、このような書式で表わさ
れる限り、女性が部名を宣言する余地はないのである。

同様に、「従夫知 王子郎 深□夫知」の表記も興味深い。「深□夫知」はこのとき六
歳、あるいは十四歳という。官位あるいは称号が付されないのはその幼さのせいだと

しても、部名が記されないのは不審である。そのかわりに立宗葛文王との関係が示され、書式は女性名の表記に等しい。つまりかれも、部名をあきらかにはできないのである。以上に大過なく、このような書式が女性、幼年者を記載するためのそれだとすれば、新羅六部の内容についてあたらしい知見が得られたことになろう。さらに「另即知大王妃夫乞支妃」の表記にも注意するべきかもしれない。かれは、鳳坪碑では喙部を名乗っていたはずである。

王族の出現 五二五年と五三九年に、川前里書石を訪れた人々をあらためて書き出せば、つぎの如くである。

沙喙部 従夫知 葛文王 (立宗葛文王)

妹 於史鄒 女郎王 (?)

友 聖徳 (?)

友 光明 (?)

沙喙部 従夫知 葛文王 妹 於史鄒 女郎王 (?)

其 王妃 只没尸兮 妃 (只召夫人)

従夫知 王 子郎 深口夫知 (真興王)

另即知 大王 妃 夫乞支 妃 (保刀夫人)

おそらくは僧侶ではないかとおもわれる聖徳、光明と、另即知大王妃夫乞支をのぞくと、ここには、立宗葛文王を中心とした血縁関係で語られる集団が表現されている。「葛文王家」が成立していたことを示すであろう。この王家の経営に関連して注意されるのは、乙巳年原銘文に作食人としてあらわれる真実智沙干支妻阿兮牟弘夫人である。彼女が、己未年追銘文の作食人、真実知液弥干支婦阿六牟呼夫人と同一であるならば、一五年を経てふたたび葛文王家の川前里書石への遊覧に従ったことになる。彼女は葛文王家に隷属するものの一人であったとかんがえてよいだろう。同様に、新羅王家が形成されていたにちがいない。この二つの王家が、葛文、新羅二王の経済的基盤であったのである。

川前里書石の銘文検討から得られた情報をまとめておこう。部を名のることができたのは、一定の年齢に達した男性のみであった。喙部を名乗る新羅王、沙喙部を名乗る葛文王はそれぞれ王家を形成し、それが二王体制を直接支えていた。

国境の街 雨は霰みぞれから、やがて薄暗い雪に変わった。まばらな客を乗せたバスは、峠道を息も絶え絶えに登っていく。峠の名は竹嶺。古代、小白山脈は新羅と高句麗との境であり竹嶺は国境の要衝であった。めざすは韓国忠清北道丹陽郡丹陽面下坊里の城山（海拔三三三・七メートル）。昼過ぎに慶州を出発して義城、安東を過ぎ榮州でバスを乗り換えた。冬の陽は短い。今夜は丹陽で宿をとろう。

竹嶺峠を越える前に、バスは停車した。検問が設けられているのだ。銃を肩にした兵士が二人、乗客の住民登録証*20を確認していく。わたしの番だ。パスポートを差し出す。

「何をしているのか」

城山は南漢江に面して北走する山脈から突出して川に臨む峰にあり、頂上部を取り

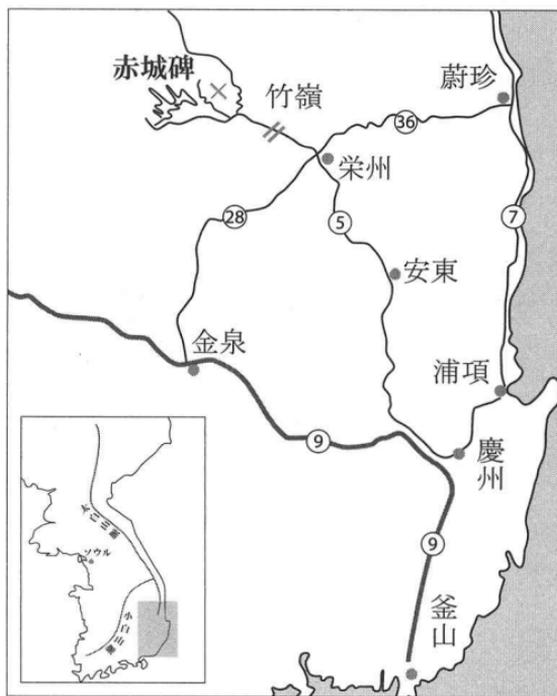


図4 赤城碑出土地

*20 韓国では、満一七歳になると両手のすべての指の指紋を登録し、発給された住民登録証を携帯しなければならない。

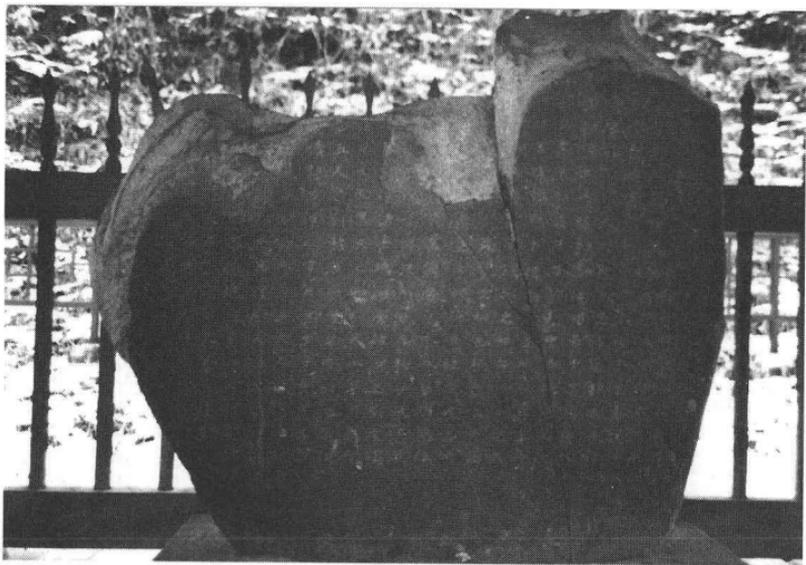


写真7 丹陽赤城碑

- 一 □□□月中王教事大衆等喙部伊史夫智伊干
 支□□部豆弥智波玠干支喙部西夫叱智大阿干
 二 □□夫智大阿干支内礼夫智大阿干支高頭林
 城在□□等喙部比次夫智阿干支沙喙部武力智
 三 阿干支鄒文村幢主沙喙部導設智及干支勿思伐
 四 城幢主喙部助黑夫智及干支節教事赤城也尔次
 五 □□□中作善□懷懃力使□人是以後其妻三
 六 □□□□□□□許利之四年小女師文
 七 □□□□□□□公兄鄒文村巴玠妻下干支
 八 □□□□□□□者更赤城烟去使之後者公
 九 □□□□□□□異□耶國法中分与雖然伊
 一〇 □□□□□□□子刀只小女烏礼兮撰干支
 一 一 □□□□□□□使法赤城佃舍法爲之別官賜
 一 二 □□□□□□□弗兮女道豆只又悦利巴小子刀羅兮
 一 三 □□□□□□□合五人之別教自此後國中如也尔次
 一 四 □□□□□□□懷懃力使人若其生子女子年少
 一 五 □□□□□□□兄弟耶如此白者大人耶小人耶
 一 六 □□□□□□□部奈弗耽郝失利大舍鄒文
 一 七 □□□□□□□勿思伐城幢主使人那利村
 一 八 □□□□□□□人勿支次阿尺書人喙部
 一 九 □□□□□□□人石書立人非今皆里村
 二〇 □□□□□□□智大烏之
 二一 □□□□□□□
 二二 □□□□□□□

困むように全長約七二〇メートルの山城が築かれている。山城といっても、日本の「お城」を想像してはいけない。英語でいえば WALL、小さな「万里の長城」をイメージしてほしい。この山城は朝鮮時代以来「城山城」の名で知られていたが、一九七八年に城内から石碑が発見され、翌年「丹陽赤城」名で史蹟二六五号に指定された。目的はもちろんこの赤城碑の調査、実測図の確認と周辺での聞き取りもしたい。緊張して答える、

クワンゲン *21
「観光」

新羅が竹嶺を越えて漢城（現ソウル）にまで勢力を伸ばしたのは五五二年以降、五五三年にはその新領に新州を置いたのだが、竹嶺はいまでも交通の要衝なのである。無事に峠を越え、バスは川沿いに新丹陽^{*22}の街に向かっている。そろそろ左手にその山城が見えるはずだと曇った窓をぬぐい、目を凝らしてみる^{*23}。外は雪。まあよかろう、明日にしよう。

新丹陽のターミナルに着き、寒さに思わず肩をすくめて見渡せば、ホップの灯り^{*24}だ。熱爛が恋しいが仕方があるまい、今夜はセンメク^生チュ^ル、鳥のから揚げと添えのキャベツ、運がよければブライ^{ポットフライ}にありつける、いやまずは宿を探さなければ。

この制度は、日本の植民地支配時代の制度に起源する。

* 21 こんなとき、間違っても「調査」「研究」などと言ってはいけない。「観光」と答えるのは査察官への配慮でもあるのだ。

* 22 この川は、韓国最大の多目的ダムである忠州湖にそそぐ。水量が多いのはそのせいで、かつてはふかい溪谷だったはずである。

* 23 このときは陽が高くても山城を見ることはできなかったであろう。一九九一年、春川―大邱間中央高速道路建設計画にともなつて地表調査が

丹陽赤城碑 赤城碑は現存の高さ九三センチ、幅九三〜一〇七

センチ、不整形板状で残念ながら上部は破碎している。*25 界線が引かれた形跡はないが、文字の大きさはほぼそろい、字間、行間ともほぼ一文字分の大きさを空けて整然と並ぶ。碑石の右下部には自然の欠損があるため、第一行はそれを避けて途中からやや左に向きを変え、第二行以降もそれに影響される。文字の配置は計画されたのかもしれないが、石面を磨いてそれを石に落とすことはなかったと考えられる。碑文を確認しよう。

碑文冒頭の四文字は失われたが、第五字に「月」とあるので「□□年□」と復元するのがよい。第六字「中」は時間を表す助詞で「く」の意である。赤城碑の建碑は五五五十 α 年と推測されるので、「王」は新羅第二四代真興王と特定できる。

「□□年□月に真興王が大衆等に命令を下した」

つぎに、六行目第13〜15字に「節教事」の語がある。「節」は「くるとき」という意味もあるが、ここでは「執りまとめる」という意の動詞と解釈しよう。すると一行目第13字以下六行目12字までに、真興王の命令を執行した「大衆」の名が列挙されて

| 職名 | 部名 | 人名 | 官位(称号) |
|----------|----|------|--------|
| 大衆等 | 喙部 | 伊史夫智 | 王 |
| 高頭林城在□主等 | 喙部 | 豆弥智 | ②伊干支 |
| 鄒文村幢主 | 喙部 | 西夫叱智 | ④波弥干支 |
| 勿思伐城幢主 | 喙部 | □夫智 | ⑤大阿干支 |
| | 喙部 | 内礼夫智 | ⑤大阿干支 |
| | 喙部 | 比次夫智 | ⑤大阿干支 |
| | 喙部 | 武力者 | ⑥阿干支 |
| | 喙部 | 導設智 | ⑥阿干支 |
| | 喙部 | 助黒夫智 | ⑨及干支 |
| | 喙部 | | ⑨及干支 |

表7 赤城碑教授者歴名

実施され、その後に史蹟整備が行われて、いまは新築の山城を望むことができる。

*24 ホップの語源は、ビールの原材料として使われるあのホップだともいう。このころ(一九九〇年)、飲食店では缶・瓶に比べ

いることになる。ここから九名を抽出するのは容易だ。人名は例のとおり（職名）十部名十個人名十官位で表現されており、官位の高いものから順に記される（表7）。「□夫智大阿干支」と「内礼夫智大阿干支」の部名省略も常例である。「沙喙部武力智阿干支」も同様の理由で職名が刻まれない。九名の内訳は、中央官が五人と赤城経営を実際に担った地方官が四人。高頭林城、鄒文村、勿思伐城は、安東、義城を中心とした地域に分布している。バスで通ってきた道沿いである。

「喙部伊史夫智伊干支、□□部豆弥智波玠干支、喙部西夫叱智大阿干支、喙部□□夫智大阿干支、喙部内礼夫智大阿干支、および高頭林城在□□等喙部比次夫智阿干支、高頭林城在□□等沙喙部武力智阿干支、鄒文村幢主沙喙部導設智及干支、勿思伐城幢主喙部助黒夫智及干支が、真興王の命令を執行した」

冷水碑、鳳坪碑の碑文構成をみれば、六行目第17字以降に布告された王命が刻まれているはずである。失われた文字が多く、復原はむずかしいが、大意を掴むことはできる。手がかりは「小女」（八行目第17・18字、一二行目第13・14字）、「小子」（一四行目16・17字）と「國法」（一一行目第13・14字）、「赤城烟去」（一〇行目第12く16字）、「赤城佃舍法」

て生ビールが一番安かった。生ビールは、流行っている店で飲まなければならぬのだが。

* 25 発見された赤城碑
碑文の破片は、壇国大学
校博物館が所蔵している。

(二三行目第11〜15字)の語である。中国に起源する律令法は、人々を戸籍、計帳に登録し、男女の別と年齢区分によって異なつた税額を負担すべきことを規定していた。「小女」「小子」の語はこの税負担の年齢区分と関係し、そうであればその詳細は「國法」に規定されていたと推測できよう。いっぽう、「赤城烟去(法)」は赤城の烟(戸)に、「赤城佃舍法」は赤城の佃舍(耕地)にそれぞれ関わる特別の法律と解釈できる。すなわち真興王の布告はつぎのようなものであつたにちがいない。

「赤城烟法および赤城佃舍法によつて、赤城経営に功のあつた也尔次の配偶者および子女などに、土地、労役編成にかかわる経済的恩典を与える…」

「今後、也尔次のような有功者があれば、老若男女を問わずその関係者に、今回と同様の恩典を与える…」

先にみた鳳坪碑はかつての高句麗所属集落を奴人、奴村、そしてそれらに関する法令を奴人法と記していた。赤城碑においても、高句麗から占領した重要な軍事的拠点を支配するために、「赤城烟法」「赤城佃舍法」という特別の法令を適用することが宣言されている。赤城が高句麗との国境線であるがゆえに、その住民は特別に配慮され

たのである。

つづいてこの王命布告に立ち会った官人たち、最後に建碑に関わった職人の名が記されているはずであるが、「勿思伐城幢主の使人、那利村の□□…」、そして「書人、喙部□□…」「石書立人、非今皆里村の□□…」など、名前の一部を読み取ることができるだけである。

さて、赤城碑の冒頭部分に帰ろう。ここに刻まれた新羅執政機関の構成は、さきに見た冷水碑、鳳坪碑とまったく異なる。すなわち新羅王は部名を帯びないのだ。また葛文王の称号も見当たらない。新羅王の補佐者は部名不明の豆弥智波玠干支をのぞいて喙、沙喙両部で占められてはいるが、新羅王はかれらから抜きんでており、むしろ建国神話のそれに近い。この劇的な変化はいつ起こったのであろうか。あるいは先の川前里書石の銘文に刻まれた法興王の人名表記法が、事態を予見するのかもしれない。さらに、高頭林城在□□等沙喙部武力智阿干支の名が興味深い。

法興王十九（五三二）年、金官国主の金仇亥が、妃と長男の奴宗、次男の武徳、三男の武力とともに、国庫の宝物を携えて新羅に來降したので、新羅王は礼を持って待遇した。上等の位を与え、彼らの本国を食邑とした。子の武力は新羅に仕え、位

は角干まで進んだ〔『三国史記』「新羅本紀」法興王一九年条〕。

すなわち、かれの父は仇亥、建国神話に登場するあの金官国第十代の、そして最後の王なのである。

確認しておこう。六世紀中葉、新羅王は執政機関をうえからリードする存在であった。その執政機関を構成したのは喙部と沙喙部を名乗る人々であり、そのなかには、滅んだ金官国王の子の名があった。

新羅王と六部 五二四年、法興王のときの新羅には、喙部を基盤とした王と沙喙部が擁した葛文王による二重王権が構築されていた。その起源は、冷水碑建碑年の候補である四四三年までさかのぼる可能性がある。ところが六世紀中葉の真興王のときには、王は部を名乗らず、王の命令を執行した当代新羅の執政機関を構成するメンバーのうちに葛文王を称するものがない。新羅王の部名不称と葛文王位の廃止は密接に関係している。五三九年の川前里書石の銘文から、それが法興王末年、立宗葛文王の死を契機としたことが推定されよう。ともかくも喙部の王、沙喙部の葛文王という二王体制から六部を超越した新羅王へという王権確立のベクトルは、もはや疑う余地はある

まい。

いっぽう、六部の内容については、それが単なる父系血縁団体ではないことが、いままでみてきた碑文から明らかである。すなわち、冷水碑に登場する沙喙至都盧葛文王（智證王）の二人の息子が、鳳坪碑に、一人は喙部牟即智寐錦王（法興王）、もう一人は沙喙部従夫智葛文王と記されるからである。そして、五二五〜三九九年の法興王のとき、部を名のることができたのは、一定の年齢に達した男性のみであった。六部は政治的な色彩を強く帯びている。

以上のように考えると、鳳坪碑立碑に遡ること四年の五二〇年に施行されたという官位制の内容に思い至る。新羅王を根源とする身分秩序たる新羅官位制は、新羅王を中心とした共同体を構成すべき官位授与対象者の政治的枠組みとして、新羅六部を規定したのではないだろうか。これによって、葛文王位は王を中心とした官位制の中に解消し、二王体制は王へと収斂して、彼は六部を超越するのである。二王体制から、六部を超越する新羅王へという新羅王権確立のベクトルの基点付近に、官位制の創出があったにちがいない。

五〇一年、百済では東城王が暗殺^{*26}され、对新羅築城が行われている。新羅と百済とは、四三四年に結好して以来、友好的な関係が続いたようである。しかし、四七五年

*26 東城王は第二四代百済王で、在位四七九〜五〇一年。『日本書紀』には、第二三代百済王の文斤王（三斤王）が急死したため、雄略天皇が兵士五〇〇人とともに日本にいた彼を帰国させたとする。

に百済王都が陥落し、^{*27}熊津（現在の忠清南道公州市公州）に南遷して以来、国際環境は大きく変化しつつあった。新羅には、この事態に対応しうる国内体制の強化が要請されていたのである。

歴史ものがたり 新羅王と六部との関係をあきらかにするために、石碑を巡る旅を続けてきた。しかし、新羅建国神話に描かれたような、六部代表者が政治運営に参加しそのうえに新羅王が君臨するという政治体制は、みつからなかった。碑文から明らかになったのは、五二〇年以降にそのような政治体制が指向されたということである。しかし五二四年の鳳坪碑の段階には、葛文王の名があるように官位制は完全には機能しておらず、五四五 \pm α 年の赤城碑の段階でも、六部代表者の名が揃わない。また、沙喙部を名乗って赤城碑に登場した元金官国王子武力の系譜は、その子舒玄、孫の庾信と続き、庾信の妹が新羅第二九代武烈王とのあいだに第三〇代文武王を儲けることによつて、新羅王統譜と結合することになる。

この過程は、五二〇年以降に指向された、王の再生産基盤を確立しようと模索する過程であった。新羅王を支えるべくあらたに規定された新羅六部は、新羅の建国神話に王を推載する存在として描かれ、鳳坪碑にみたように公共の場で確認されなければ

*27 四七五年、高句麗第二〇代長寿王がみずから率いる軍勢が、百済の王都漢城（現在のソウル）を襲った。百済第二一代蓋鹵王は首尾よくこれを防いだ。だが、追撃に出て逆襲され首を取られてしまった。

ならなかったのである。

すなわち新羅建国神話は、五二〇年以降の新羅王権の課題を表現していたとかんがえることができる。新羅の碑石は、新羅王権が語らなければならなかった歴史ものかたりの歴史的背景を明らかにするのである。

真聖王 六四五年、倭では乙巳の変（大化の改新）が起こった年である。この年に新羅でもあたらしい王、旧金官国王の血を引くあの第二九代武烈王が即位した。そうしていわく、彼は初めての男性の真骨王である、と。ではそれ以前の新羅王はといえば、聖骨王だという。^{*28} 歴史ものがたりはつぎの幕をあげた。もちろん、文献史料が真骨とはななで聖骨とどのように異なるのかを語ることはない。またあたらしい旅を始める必要があるようだ。今度は日本、奈良県の東大寺正倉院からはじめよう…。

*28 武烈王は第二七代善徳女王、第二八代真徳女王のあとを承けて即位した。『三国遺事』「王座」によれば、第二七代善徳女王は、聖骨の男子が尽きたために即位したとす

●参考文献●

- 田中俊明、「新羅の金石文」(一)～(十二)『韓国文化』五―一―七―三、一九八三―一九八五年
(東潮・田中俊明編著、『韓国の古代遺跡1 新羅篇(慶州)』、中央公論社、一九八八年)
深津行徳、「古代東アジアの書体・書風」『文字と古代日本(五)』、吉川弘文館、二〇〇六年